

会議録

◇詳細—長期計画グループ 電話03-4566-2514

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第8回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成27年7月29日(水) 18時30分～20時15分
開催場所		第507～510号室
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1) 政策・施策の体系案について (2) 成果指標の設定について (3) 政策・施策の冊子ページ構成案について (4) その他
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・長野基(首都大学東京大学院准教授)・萩原なつ子(立教大学教授)・宮崎牧子(大正大学教授)・松下創一郎(区議会議員)・永野裕子(区議会議員)・小林ひろみ(区議会議員)・高橋佳代子(区議会議員)・竹下ひろみ(区議会議員)・篠原あや子(公募区民)・清水綾乃(としまF1会議委員)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・東澤昭(としま未来文化財団事務局長)・外山克己(豊島区町会連合会副会長)・柳田好史(としまNPO推進協議会代表理事)・渡邊浩司(副区長) 欠席者: 明石要一(千葉敬愛短期大学学長)・蟹江憲史(慶応義塾大学大学院教授)・中林一樹(明治大学大学院特任教授)・水島正彦(副区長)・三田一則(教育長)
	区側出席者	施設管理部長・新庁舎担当部長・区民部長・文化商工部長・環境清掃部長・保健福祉部長・子ども家庭部長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・建築住宅担当部長・土木担当部長・教育部長・会計管理室長・池袋保健所長・区議会事務局長・監査委員事務局長・セーフコミュニティ推進室長・国際アート・カルチャー都市推進担当課長・区長室長・施設計画課長 欠席者: 総務部長・健康担当部長・選挙管理委員会事務局長
	事務局	政策経営部長・財政課長・企画課長・行政経営課長・長期計画担当課長

審議経過

1. 開会

事務局： それでは、定刻になりましたので、ただ今から第8回基本構想審議会を開催させていただきます。

本日の欠席等について申し上げます。明石委員、教育長の三田委員からは公務のため、欠席というご連絡が入っております。それから宮崎委員は遅れるとのご連絡をいただいております。また、副区長の水島委員も他の公務のため遅れての出席とのご連絡が入っております。あと若干何名か遅れているようでございますが、始めさせていただきたいと思っております。

職員については、総務部長、健康担当部長、選挙管理委員会事務局長より欠席との連絡をいただいております。

また、前回お話しをさせていただきました、基本計画の策定に参加する若手職員として、特別研修の地域政策研究のメンバーのうち2名が見学参加しております。なお、地域政策研究メンバーの募集の結果、26名の若手職員が集まり、7月3日のオリエンテーションからスタートしまして、4つの部会に分かれて活動を始めたところでございます。今後の庁内における検討段階で研究発表等をしていただき、計画に反映できるようにと考えております。

それでは原田会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

原田会長： それでは、第8回豊島区基本構想審議会を始めたいと存じます。傍聴の確認ですが、本日は何人でしょうか。

事務局： 2名でございます。

原田会長： では、お入りください。

それでは早速、議事に入りたいと思っておりますが、私は総務省で行政イノベーション研究会という研究会の座長を昨年度1年間していたのですが、その際に、昨今話題の「夕活」についても様々な提言をいたしました。何を申し上げたいかお分かりいただけるかと存じますが、本日は18時半からの会議でございます。できる限り皆様の夕活の時間を確保したいと思っております。もう夕方ではなくて夜ではないかという話もありますけれども、ちょうど本日は暑い日でございますので、テキパキと進行していきたいと思っております。

2. 議事

(1) 政策・施策の体系案について

原田会長： では、まず議事でございますが、3点ございますけれども、最初の「政策・施策の体系案」について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

事務局： それでは、まず資料8-1「新基本計画の構成について」をご覧くださいと思います。前回の審議会では、大まかな体系案をお示しさせていただきました。それに基づきまして、今回は総論についても少し踏み込んだ案としておりますので、各論の政策・施策の体系を説明する前に、基本計画の総論について少し説明させていただきたいと思っております。その後、各論の政策・施策の体系について、各部長から説明したいと思っております。それでは、資料8-1で総論についてまず説明をさせていただきます。

左側が新基本計画（案）、右側が後期基本計画という構成となっております。各分野では表現できない部分、いわゆる横断的なものを総論部分にて掲載していくこととなります。資料の新基本計画（案）の第1点、総論の「第3章 地域経営の方針」をご覧くださいと思います。併せて、現在の基本計画もご覧くださいと思います。現在の基本計画におきましては、14ページでございます。

第3章におきましては、「戦略的な施策展開に関する方針」、それから2番で「安心戦略と成長戦略の好循環」ということが記載されております。「福祉」「健康」「子育て・教育」といった安心戦略は、豊島区としては、やはり基礎自治体として、区民の生活・財産、そして命を守る責務がございます。これはしっかりやっていくということで、その上で「文化」「環境」「都市再生」といった成長戦略で、価値あるまちをつくり、まちの魅力と活力を高めていくと。その成長戦略から生まれる経済力等によって、区民生活の基盤をなす安心戦略の水準を押し上げていくといったことが書かれているわけでございます。この安心戦略、成長戦略に加えまして、昨年、消滅可能性都市との指摘がありまして、豊島区が進めている、持続発展都市に向けた対策を今回加えるものでございます。豊島区においては、消滅可能性都市の指摘から、庁内に持続発展都市推進本部を立ち上げまして、そこで打ち出した対策を基本計画の方針として示していこうというものです。「女性にやさしいまちづくり」「地方との共生」「高齢化への対応」「日本の推進力」、これら4つの対策を掲げてまいりたいと思っております。

続きまして、総論の第4章でございます。現基本計画では、16ページから31ページ、「第4章 将来像を具体化した都市の姿」のところでございます。基本構想の将来像である「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」を具体化した都市の姿として、基本計画では「文化と品格を誇れる価値あるまち」「安全・安心を創造し続けるまち」を掲げ、さらに分野ごとに、基本計画の17ページに記載してありますように、安全・安心創造都市、福祉増進都市、生涯健康都市、教育都市といった8つの都市像を掲げております。次期基本計画でございますが、豊島区の目指す姿としては、1番で全体像を示した後に、2番で国際アート・カルチャー都市づくり、3番で安全・安心創造都市づくり、そして4番以降は、現在の基本計画では、福祉増進都市、生涯健康都市などと縦割りの都市像となっているものを、横断的なまちづくりとして、また各論の地域づくりの方向では表現できない部分、方向をまとめて表現するものとして、福祉健康分野、子育て・教育分野、都市再生の3つに絞ったものを掲載していきたいと考えております。総論の説明は以上でございます。

続きまして、各論の説明に移ります。引き続き資料8-1をご覧くださいと思います。「第2編 各論」の「第2章 8つの地域づくりの方向性」についてです。こちらは、前回ご説明しましたとおり、多文化共生の部分を2番にもってきて、8番で「伝統・文化と新たな息吹が融合する魅力を世界に向けて発信するまち」というように変えたところでございます。

続きまして、資料8-2をご覧くださいと思います。こちらは、各論の地域づくりの方向の政策・施策の体系案の全体像となっております。左が新たな体系案、右が現在の基本計画の体系となっております。それから資料8-2の添付資料としまして、現基本計画の各体系に関連した補完計画の関係図をつけております。例えば、地域保健福祉計画、子どもプラン、教育ビジョンが各体系のどこに位置づけられているかをお示ししております。

また、特に説明はいたしません、参考資料8-1としまして、主な補完計画の新旧の体系比較表を添付しております。本来であれば、基本計画ができて、補完計画ができるという流れになるかと思いますが、例えば、地域保健福祉計画、子どもプラン、教育ビジョン、都市づくりビジョンなど、主要な計画につきましては、本年3月に改定をしたばかりでございます。そういった補完計画の策定にあたりましては、この基本構想審議会と同様、学識

経験者の方、関係団体の方、区民の皆様方の参画を得て、それぞれに分野ごとのニーズや事業者の意向を調査し、社会経済環境の変化等を勘案しながら、膨大な労力と経費をかけて策定されているところでございます。基本計画の策定にあたりましては、これら補完計画の検討で生じた成果を吸収することも、それらの計画策定に参加されたより多くの皆様方のご意見を反映し、しかも結果として補完計画と基本計画の統一を図ることもできるものと考えております。そういった最新の補完計画の改定状況も踏まえ、さらには皆様方にご審議いただきました、本年3月に見直しをした基本構想を踏まえて体系案を考えております。

それでは、各論の体系につきまして、順番に各部長から説明をいたします。資料は、8-3-1～8までとなっております。まずは資料8-3-1から、最初は区民部長の説明でございます。

区民部長： 区民部長でございます。資料8-3-1の地域づくりの方向「1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち」でございます。政策・施策につきましては変更しております。理由は資料下にも記載してございますが、まず現行政策の「1-1 参加と協働の基盤づくり」につきましては、新たに「1-1 参画と協働の推進」といたしました。理由といたしましては、現行の施策については2つの視点がございます、地域の多様な主体の情報、課題を共有しながら協議する場を設けるということと、区民あるいは各主体の活動を活発化させるという、環境整備をするという2点でございます。施策としては記載のとおり、右側の3つで、「①地域活動の活性化と連携の促進」は、地域協議会のモデルの実施や育成団体等の施策の取組がございます。それから「②協働の仕組みづくり」は、協働のプロジェクトや区民活動センターなどの取組です。「③地域住民相互の交流の促進」は、地域区民ひろばなどの取組でございます。この3つを施策として進めてまいりましたが、この間、地域協議会のモデル事業の結果によって、今後のあり方を改めて考えるということと、地域区民ひろばの拠点整備が本年度で全地区おわりました。そういったひろばの進展、それから大学・NPOとの協働事業の進展といった状況を踏まえまして、これまでの基盤づくりを踏まえまして、今後一層、取組を推進するという意味で、大きな柱である参画と協働、それぞれ施策として、「①区民参画の推進」「②多様な主体による連携・協働の促進」という2つに編成をし直しているところでございます。

次に、現行の施策の「1-2 地域力の再生」でございますが、これを「1-2 地域力の向上」といたします。現基本計画の施策については右側に「①地域を担う人材・団体の育成」「②地域の課題解決力の向上」と書いてございますが、この間、ご案内のとおり、地域コミュニティの現状を考えますと厳しいものがあります。マンション住民の増加や高齢化、ひとり暮らし世帯の増加、これは先般からのことですが、さらに出生率の低下など子育て世代が少ないといった状況を踏まえまして、活性化という点では同じ方向でございますが、「再生」という言葉ではなく、厳しい現状を打破するという意味を含めて「向上」という言葉を使わせてもらいました。そういった重要課題、そういった取組を政策として設定をし、施策については、2つ、これまでの重要課題になりますが、地域の人材・団体の育成の支援の視点を明確にするとともに、多様な住民で構成されておりますコミュニティが本来持っている力を発揮できる地域の拠点を充実するという施策を掲げました。

次に、資料8-3-2でございます。「2 多様性を尊重しあえるまち」ということで、政策の「2-1 多文化共生の推進」のところでございますが、これも引き続き多文化共生の推進

を進めてまいりたいと考えてございます。ただ、施策については、これまで1施策でございましたが、これは2つの施策に分けて進めたいと考えております。理由は、何よりも外国人の増加がまずございます。それから、国際アート・カルチャー都市を標榜しておりますので、今後、そういった国際都市をまちづくりの中心に据えるということもございまして、それに伴いまして外国人の来訪者が多くいらっしゃるということで、そういった区政の動向を踏まえまして、施策については、「①外国人住民とのコミュニティの形成・促進」とし、これは主に区政におけますいわゆる国際化の取組を一層進める、促進するという意味とともに、地域のコミュニティの形成の中で外国人住民との交流を促進するというところでございます。そういったこと的前提となろうかと思いますが、教育・文化の面で、多文化共生の理解を広く区民に広める、深めるという施策を「②国際理解の推進」ということで捉え直して、これを進めていくという、この2つに編成をいたしました。

事務局： 続きまして、総務部長が本日は欠席ということでございますので、代わりに説明いたします。「2-2 平和と人権の尊重」のところですが、現計画では、政策と施策は同一の表現でございました。計画事業への連動を考慮し、施策の表現を「①平和と人権意識の普及・啓発」と改めております。

「2-3 男女共同参画社会の実現」については、施策として現在の計画では見えにくい部分がございます。男女共同参画社会の実現のために柱を3本にしまして、「①あらゆる分野における男女共同参画の推進」「②ワーク・ライフ・バランスの推進」「③配偶者等暴力防止対策の充実」というように掲げております。以上です。

保健福祉部長： 続きまして資料8-3-3「3 すべての人が地域で共に生きていけるまち」について説明させていただきます。この3月末に策定されました平成27年度から平成31年度までの地域保健福祉計画の体系を踏まえたものとなっております。政策については変更ございません。地域保健福祉計画の施策の体系と同様となっております。豊島区が目指す姿は、保健福祉審議会で議論になっていきますように、高齢者・障害者、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことのできる豊島区版の地域ケアシステムの実現でございます。

施策については、若干変更がございます。変更点でございますが、現計画では施策として、2-1「②地域ケアシステムの構築」を掲げておりますが、平成24年度から介護保険制度で考え方が導入されました地域包括ケアシステムとの混同を避けるため、地域保健福祉計画の記述を踏まえまして、ここに書いてございますように、「②総合的・包括的なケア基盤の充実」というように変更してございます。また、この中にはハードの整備やシステムの構築なども含むものとして整理してございます。

「3-2 地域における自立生活支援」でございますが、こちらにつきましては、地域における自立生活支援を高齢者・障害者という対象者別ではなく、目的別に整理してございます。また、生活困窮者等への自立支援につきましては、今年度から生活困窮者自立支援法が施行されることや、子どもの貧困対策を地域保健福祉計画に盛り込んだこともございまして、敢えて残してございます。説明は以上でございます。

池袋保健所長： 続きまして、健康分野についてご説明させていただきます。健康分野につきましては、この間に国が「健康日本21」の改定を行いまして、私どもも、昨年、豊島区健康プランの改定を実施しております。それに合わせたものになっております。

現計画の2-3「①健康づくりの推進」につきましては、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康づくりということで、内容としては変わっておりません。ただ、「②

がん対策の推進」と「③多様化する保健課題への対応」につきましては、この時点では様々な課題があるとの認識でございましたけれども、かなりターゲットが絞られてまいりまして、昨今ではこころの健康、糖尿病の重症化予防、あるいはCOPDなどが問題となっております。これらの疾病予防に対してもきちんと取り組むべきであろうということで、新基本計画の「3-3 健康な生活の維持・促進」には、「①がん等の疾病予防の推進」を第一に置いております。

続きまして、「③健康危機管理の強化」につきましては、この間にエボラ出血熱でありますとか、MARSの韓国での流行等がございました。新型インフルエンザにつきましても危機はまったく去っておりません。このようなことから、これを強化するという意味で「③健康危機管理の強化」としております。

「④地域医療の充実」につきましては、この間、在宅医療がかなり進んでまいりました。このネットワークを広げていく必要があるということで、体制づくりが必要であるということで、「④地域医療体制の充実」としております。健康分野は以上でございます。

**子ども家庭
部長：** 続きまして、資料8-3-4「4 子どもを共に育むまち」について説明させていただきます。まず政策でございますけれども、本年3月に策定いたしました、子どもプランの表現に合わせる形で、「4-1 子どもの自己形成・参加支援」「4-2 子ども・子育て支援の充実」ということで、表現を改めたものでございます。

4-1の施策につきまして、「①子どもの社会参加・参画の推進」は、従来の子どもの権利の確立の表現を変えているものでございます。2番目は今度新たにいたしましたもので「②困難を有する子どもやその家族への支援」ということになります。3番目として「③子どもの成長を地域で支えるための環境整備」でございますが、これは従来の安全な生活の保障であるとか、遊びと交流の保障というものをひっくるめたものと考えてございます。

4-2の施策につきまして、「①地域の子育て支援の充実」は、現行の計画の「①総合相談体制の推進」「②子育て支援サービスの充実」を含むものでございます。「②保育施設・保育サービスの充実」は、現行の「③サービス提供システムの整備」の表現を改めたものでございます。以上でございます。

教育部長： 次に、「4-3 学校における教育」についてです。従前と変わったのが施策の部分で、「①「確かな学力」の育成」は学力の定着と、授業の改善、推進プランといったものの事業を想定しております。それから「②「豊かな人間性」の育成」でございますが、これは人権教育や、ボランティア体験活動の推進といった事業を予定しております。それから「③「健やかな心と体」の育成」は、健康づくり・体力づくりの施策でございます。それから「④教師力の向上と教育環境の整備」ということで、教員の資質・能力の向上と質の高い教育環境の整備ということでございます。

「4-4 地域に信頼される教育」でございます。「①家庭教育の支援」ということで、家庭教育支援のネットワークなどをつくるソーシャルワーカーの設置を想定しています。「②地域人材の活用」ということで、学校における地域の人材の活用の施策について協議をしております。「③学校施設の整備」ということでございまして、これは、学校の改築が現在進んでおりまして、その内容を含んでございます。

それから政策の追加がございまして、従前より付け加えた「4-5 未来を切り拓くとしまの子の育成」という政策を掲げまして、1つ目には「①新しい時代を拓く教育の推進」ということで、変更理由にも書いてございますが、都市型環境教育、教育の情報化を想定して

おります。それから「②幼児教育プログラムの展開」ということで、幼児教育の充実の施策について、ここ事業化を図っていきたいというように考えております。教育分野は以上でございます。

環境清掃部

長：

続きまして、資料8-3-5「5 みどりのネットワークを形成する環境のまち」でございます。5-1についてですが、現基本計画体系の施策の②をご覧くださいますと、「②みどりのネットワーク」という表現がございますが、今回この後に「の形成」という言葉を追加いたしましたして、より内容を分かりやすくしました。

次に、「5-2 環境の保全」についてですが、まず現基本計画は「②低炭素地域社会の実現」という表現でございますけれども、これにつきましても施策レベルの表現として「社会の実現」というような大きな形での表現が妥当かどうかというところで、「②低炭素地域社会づくりの推進」という表現に直してございます。それからもう1個所、現基本計画では、「③環境まちづくり」は、自然保護での切り口での対応でございまして、みどりのカーテンの普及や、子どもへの環境教育を中心とする内容としておりました。現在では、この分野は、生物多様性の保全の比重が高まってきておまして、昨年改正いたしました環境基本計画におきましても、これらの分野は自然との共生というような表現に改めておりますので、これに合わせる形で「②自然との共生の推進」という表現に変更しております。

次に5-3でございますが、政策の内容を変更しました。従前は「5-3 リサイクル・清掃事業の推進」ということで、リサイクルを中心に構成している表現でございましたが、現在はリサイクル以前の、ごみの発生抑制でありますリデュースや、再使用を表しますリユース、これらの重要性がより高くなっているというようなことから、こうした動きに合わせるためにリサイクルの表現を「ごみ減量」という表現に直しました。最後に施策の変更でございます。「②資源循環型清掃事業」との表現を、まさに廃棄物処理の側面では、現在、「安定的で適正なごみ処理」が最重要の課題でございますので、この表現を用いたということで変更いたしました。以上でございます。

都市整備部

長：

続きまして、資料8-3-6「6 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち」についてご説明いたします。政策についての変更でございますけれども、「6-1 魅力あるまちづくりの推進」につきまして、新たな体系では「6-1 文化と魅力を備えたまちづくり」と改めております。これは、本年3月に策定されました豊島区都市づくりビジョン、いわゆる都市マスタープランのビジョンに合わせたものでございます。また、「6-3 交通体系の整備」を「6-3 魅力をささえる交通環境づくり」という形に変更しております。さらに、災害について、6-4については、言葉尻の問題ではございますけれども、まちづくりの「推進」という二文字を削りまして、6-1から6-4が「何々づくり」という形で全て統一される形に修正ただけでございます。最後、6-5ですけれども、「安全・安心の確保」ということで、これは「確保」という言葉を「強化」に改めたということの修正でございます。

政策は以上でございますけれども、施策についても、大きな変更は基本的にはございません。言葉を修正したものがほとんどでございまして、唯一、新しく加えましたのが、政策「6-4 災害に強いまちづくり」の「④無電柱化の推進」という施策でございます。豊島区は現在、無電柱化の推進に取り組んでおります。無電柱化を景観に入れたり様々ありますけれども、地震が多い日本社会といたしましては、ここでは災害に強いまちづくりの中の一環として捉えまして、「④無電柱化の推進」をここに加えたということでございます。以上でございます。

文化商工部 文化商工部長でございます。それでは、最後になります。資料8-3-7「7 魅力と活力
長：にあふれる、にぎわいのまち」でございます。現政策をご覧くださいますと、「7-1 都市の魅力による集客力の向上」「7-2 産業振興による都市活力創出」は、政策の違いが明確ではございませんでした。また、7-1に「②観光まちづくりの推進」として、観光が施策の一つとして入っておりますけれども、現在では観光分野は施策ではなく大きな政策だろうということで、新しい基本計画では、産業振興と観光という2つの分野で括らせていただいております。7-2にございました産業振興を1番手にもってきて、政策と施策は変えてございません。

「7-2 観光による賑わいの創出」ということで、観光分野をここにもってまいりました。中の施策につきましては、昨年3月に観光振興プランを策定させていただきましたので、その施策体系に合わせて「①観光資源の発掘と活用」「②魅力的な観光情報の発信」「③来街者の受入環境の整備」という形で整理をさせていただきました。

続きまして、資料8-3-8「8 伝統・文化と新たな息吹が融合する魅力を世界に向けて発信するまち」でございます。ここは、大きく手を入れてございます。ご存知のとおり現在、豊島区は国際アート・カルチャー都市づくりということで取り組んでございます。新しい基本構想におきましても、「アート・カルチャー」という文言を初めてここに記載させていただきました。少し読ませていただきますけれども、「豊島区が誇る芸術・文化を世界に通用するアート・カルチャーとして位置づけ、広くその魅力を世界に向けて発信し、人や産業を惹きつけ、世界中から人が訪れ、楽しむことができる都市づくりをすすめます。」ということで、基本構想にも明確に位置づけをさせていただきました。それに合わせまして、現体系では8-1と8-2で文化について記述させていただいていたものを、全て「8-1 アート・カルチャーによるまちづくりの推進」ということで包含をさせていただいております。その上で、施策といたしまして、「①多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備」とし、この「多様な」という形容詞にハイカルチャーからサブカルチャーまでということを含めてございます。②につきましては従前からございます。「③交流の推進による賑わいと発展の共有」ですが、この「共有」につきましては、都市交流や地方との共生というところも視野に入れてございます。④といたしまして、「④アート・カルチャーによる魅力の発信」ということで、当然、世界に向けて豊島区の魅力を発信していこうという施策になってございます。

「8-2 生涯学習・生涯スポーツの推進」につきましては、施策のところは、現状に合わせて文言等の整理をさせていただきました。現体系で「①生涯学習の環境整備」となっておりますけれども、もう環境整備をしているような段階ではないだろうということで、「①多様な学習活動への支援」、③には、従前は「②個の学びから社会的な学習活動への転換」という少し難しい表現でございました。目指す方向性は変わりませんが、「③学びを通じた仲間づくり・地域づくり」ということで、より分かりやすい表現に改めさせていただいたものでございます。私からは以上でございます。

事務局： 以上で各論の説明が終わりました。それではよろしく申し上げます。

原田会長： それでは30分程度、新しい体系案についてご議論をお願いしたいと思います。

まず、全般的な私の印象ですが、今回の体系案というのは、都市の対外的な価値を高めていくところはかなりシフトしているのかなと。これまで積み重ねてきたところはもちろんでありますけれども、安心戦略はもちろんのこと、成長戦略というものも、どちらかという

と対内的のみならず対外的なところも意識しておつくりなのかなという気がいたしました。そのような意味では、今回の新基本計画の7と8のところが従前に比べて大きな変更があったというように思えるのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

事務局： 国際アート・カルチャー都市を豊島区では目指しているところでございますので、そのような部分が強調されたというところでございます。

原田会長： おそらく新しい施策としては、先ほど商工観光部長さんが説明なさいましたけれども、観光による賑わいを一つ大きく括り出したということは、やはり対外的な、都市としての価値を高めていくような施策としてご提案なされたのかなと思いました。

皆様方、基本的には各分野の、先ほど補完計画という表現がありました、部門別の計画のものを反映したものであると、これから改定しようという内容を先取りして盛り込んでいるものだろうと思えますけれども。ご意見やご質問はございますか。

N委員： 3つくらいあります。1つは、地域づくりの方向の「1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち」というところなのですが、これは誰もが参加できるということだと思うのですが、「基盤づくり」というものが抜けてしまっていると思います。例えば、区民ひろばで考えると、障害者に対して参画できるような環境整備ができていないのに、この基盤づくりを外すことは少しどうかと私は思っています。ですから、基盤づくりがまだできていないのに推進を図っているところが何か少しクエスチョンかなというように思っています。

それから、「3 すべての人が地域で共に生きていけるまち」というところなのですが、私は民生児童委員の活動は、どちらかというと地域の中でコミュニティの再生に携わる仕事だと思っているのですが、この「形成」というのが出会いの場をつくり、あるいは、縁をつくるようなことを考えていうと、「形成」よりも「再生」の方が良いのかないつも思っています。この点が一つです。

それから、「4 子どもを共に育むまち」の中で、「4-3 学校における教育」ということが、全部変わったと思うのですが、①～④まで「育成」「育成」「育成」それから「教師力の向上と教育環境の整備」というのは、これは学校教育にとっては当たり前の内容のように思います。これを改めて出すことなのかということと、学校における教育の中で最も地域とともに学校教育が発展するような現基本計画の「②魅力ある学校づくり」「④安全・安心な学校づくり」が消えてしまうということも何か非常に違和感があります。以上です。

原田会長： ありがとうございます。1点目、参画・協働関係はいかがでしょうか。

区民部長： 区民部長です。先ほどのご指摘のその「基盤づくり」がどういう認識に立って、言葉としてどうかというコメントなのですが、私どもとしては、議論の中では、基盤は全部完成したとは思っておりません。先ほどご指摘もございましたが、区民ひろばが10年かけて全ての地域に設置され、問題はその運営の仕方がまだ足りないのではないかと。それを踏まえて基盤を残すようにしたらどうかということですが、私どもは、むしろ推進していく中でそういった問題も解消できるのではないかと考えております。基盤といいますと、どちらかというと施設的なあるいは仕組みをこれから考えますというような形になってしまうのですが、一定の土台でさらにその内容を充実させるという方向をこれから目指していく中では、今後運営する中で、様々な問題は解消していくのではないかとこのように捉えて、政策の方は「推進」という書き方をさせていただきました。

それから多様性の、多文化共生のところ、「形成」よりは「再生」の方が良いのではな

いかというご指摘です。ご指摘のとおり、確かに外国人を含む地域コミュニティをどう考えていくかということは、非常に難しい問題も一方であります。しかし、やはり23,000人を超える住民としての外国人の方もいらっしゃいますし、また一時的な来訪者としての外国人もいらっしゃいます。こういった方々を地域との視点から捉えて、ともに生活する住民としてどう考えるかという、まずは交流だろうと。一方で、増え続けて、また流動率も非常に高い数値なので、あまり長期間いる方ばかりではございません。そういう点では、身近な交流をいかに進めていくかということでは「形成・促進」という言葉にさせてもらいましたが、ご指摘のように「再生」という意味合いも当然その中には入ってございます。そういった考え方で今回は案とさせていただきます。

原田会長： 3点目の教育関係はいかがでしょうか。

教育部長： 今回の政策部分の「4-3 学校における教育」というところは当たり前のことが書いてあり、前回と違うということなのですが、この政策と施策の体系図だけでは、具体的な施策レベルの事業化するものが表せないのが、寺田委員がおっしゃっているような部分は全て入っております。これをこの後の体系に出してみると、ご納得いく部分もあるかと思いません。

一つは、安全な学校の部分では、区では、セーフスクールという取り組みをしております。そういったものは、「4-3 学校における教育」の中の「③「健やかな心と体」の育成」の中に、枝葉として当然、「安全な学校」という項目をつくり、そういった取組をするということが出てくるので、次回以降に、どのような具体的な事業がここに入っているか示せば分かりやすいかと感じております。

原田会長： N委員、何かございますか。

N委員： あまり納得できないのですけれども、よく分かりませんでした。

原田会長： 1点目、2点目は、ご指摘の趣旨は表現上の問題で、含まれているということでしたので、改めてその書きぶりをご検討いただければと思います。

他方で、3番目のところは、事業がみえないと分からないというようなご説明よりは、私は、この施策を拝見しますと、前の施策よりも、より何をやるかということが比較的、明確に書かれたのではないかなという気がするのですけれども、違いますか。要するに、学力、人間性、また、子どもの心と体、こういったところをきちんとやっていきますよということを書いていくわけで、現在の、学校をつくるのか、環境を整備するとか、教育を推進するとか、要するに、教育をする側から書いているのではなくて、施策の客体である子どもの側から、子どもがどのような状態になるのが望ましいかということを確認に書いているような気もするのですが。いかがですか。

教育部長： これは今、会長がおっしゃったとおり、それぞれの子どもから感じる部分、当然のことですね、確かに「豊かな人間性」「健やかな心と体」とか、あと教える側の教師の資質、こういったものを分かりやすく網羅しています。私は先ほど事業化すればもっと分かりやすいと申し上げたのですけれども、そういう施策の部分でも、学校ではどうするのか、また地域からの信頼を受けるためにはどう動いていくのか、それから最後に、今後の教育課題はどのようなものがあるかということ整理した体系でございます。

原田会長： おそらく、ここの「豊かな」とは何か、「健やかな」や「確かな」というのは、具体的に成果指標のところ、我々はこう考えたということをお出しいただける、この10年間で、より豊かにする、より健やかにする、より確かにするということには、恐らくそこを掴まえ

た成果指標が出てくると私は確信しております。これはこれで非常に骨子的に私は捉えているのではないかと個人的には思いますけれども。寺田委員、どうでしょう。

N委員： これは、どこの学校に行っても、このような目標が全部掲げてあります。それを再度、教育の中でやるということがよく見えていない、もっと違うことがあるのではないかと少し思っています。

原田会長： そこについて部長いかがでしょうか。

教育部長： やはり区立学校の中でも、生き抜く力を育む、子どもたちのために当たり前のことを当たり前として実践するということは、やはり教育委員会の果たすべき役割ですし、かつ、今後、これから展望される教育課題に対しても、対応する施策を網羅するためには、こういった政策の中で体系化をしていくのが今後の取組における「子どもを共に育むまち」の体系だと考えています。

M委員： なぜこれをここで挙げたのかはよく分からないのですけれども、このようなことは以前から挙げるべき問題ではないですか。これは学校教育の中で、これをやらなければいけないということは従前たる事実ですよね、ずっと過去において。ここで改めて変えていった趣旨は何ですか。

教育部長： 変更理由が書いてありますが、本年3月に策定した「教育ビジョン 2015」の施策体系に基づき、政策・施策を変更しました。「教育ビジョン 2015」の政策レベルの変更は、教育の原点に立ち戻りまして、子どもたちのために学校における教育とはどういうものをしていなければならないのか、それから、地域とともに歩む学校は、どのような取組をしなければならないのか、また逆に、地域はどのような形で学校を支えなければならないのか、それから、繰り返しになりますけれども、今後の教育における課題についての展望を最後の方に幼児教育まで含めて考えたというような体系でございます。

原田会長： そのような意味では、当たり前なのだけれども、本区としては、100%はもちろんのこと、まだまだ達成できていないと。新たなことをという前に、当たり前のことを達成していくということを改めて確認したということによろしいですね。

教育部長： やはり、アドバルーン的なものではなく、学校教育というのは地に足のついたことを取り組んでいくという重要性が一番必要だという考え方にに基づきまして、こういった体系をしております。

原田会長： では、最後に一言どうぞ。

N委員： これは、学校の先生方にとっては当たり前のことなので、あまりインパクトがないような感じがします。原点に戻るといえるのはよく分かるのですけれども、学校側の人が見たら安心してしまうのではないですかね。当たり前のことをやればよいわけですから。そのような気が少ししたので。

原田会長： なるほど。私は、例えば「確かな学力」を明確に出すことは比較的大きな変化のような気がするのですが。これまでは学力というものをを出していいのかということもありました。学力を確かにする、それは昔から必要なことですが、ゆとり教育から脱却してという文脈がこの背後にあるのかなという気は私もしましたけれども。

他の方々、いかがでしょうか。

P委員： 先ほど、3-1で区民ひろばが一つの活動拠点ということで、少しお話しさせていただきました。私はたまたま運営協議会のメンバーということで、日頃、区民ひろばの活動はみているのですが、そのような意味からいけば、不十分ですけど拠点としての場所はできた

かなというように考えています。ただ、設備は十分かという点と不十分さがあるので、それが今後の取組の中で取り上げられていけば良いと考えています。

それから、もう1点。資料8-3-2に「①外国人住民とのコミュニティ形成・促進」と書いてございますが、実は、区民ひろばを利用した外国人は少しずつ増えてきております。先日、たまたまカラオケ大会をやったのですが、韓国人の方が韓国語で日本語を交えて歌を歌ったりと、そういう形もあります。それから中国人の方が孫を連れて子育てのために区民ひろばを利用しに来ると。そのような形が少しずつ増えてきているのではないかなという感じも持っていますので、その部分では、もう少し時間をかける必要がもちろんあるわけですが、恐らく中国人の方などは日本の文化と全く違うわけですから、その中で生活していて、なおかつ日本の生活の中に溶け込もうとしているような感じも見受けられるという、そのような印象を受けています。

「多文化の共生」という言葉が、異文化という言葉の使い方とどう違うのか説明を聞きたいということと、先ほどお話しした事例の観点からいけば、外国人の住民ということを取り上げて言う必要はないのかなと。と言いますのは、次の資料8-3-3のところ、高齢者・障害者という目的別という言葉を外したわけですから、ここで外国人という目的別の言葉を使う必要は、全体の流れからいうと、そぐわないのではないかと、担当が違うからそのように変えたのかもしれないかもしれませんが、そのような印象を受けました。

原田会長： いかがでしょうか。

区民部長： 最初の、ひろばの地域施設を充実させていく方向性は私どもも考えてございまして、先ほど寺田委員のご指摘があったとおりでございますが、これについては「1-1 参画と協働の推進」の中で、取組を充実させるとともに、拠点の充実については、次の「1-2 地域力の向上」のところの「②地域における活動拠点の充実」の中に含まれております。

それから、多文化の共生のところ、多文化と異文化との違いですが、多文化共生については、外国人がまず想定されるわけですが、それだけかということもあります。特に、この多文化の共生の部分は、住民としての外国の方を捉えて、コミュニティとの関係をどうするかということなので、来訪者、訪れてくる外国人は、先ほどの文化商工の方で観光を含めてこれから取り組んでまいります。そういった方々はそちらで対応していくということでやっております。対象を同じ外国人でも分けてございます。

あえて外国人としたことについてどうかということですが、これも議論の中で様々な意見があったのですが、今まで多文化共生の推進については、1つの政策に1つの施策でした。内容的には、主たる事業を3つ付けていますが、どれも外国語事業といったものを出しているだけですので、今回、あえて外国人を正面からコミュニティとの関係で取り出しております。そのような点では、敢えて外国人住民ということを出したということについては、私どもとしては、対象者を敢えて出したことについての違和感はあるかもしれませんが、これからの取組を考えた場合に、出した方がより明確に施策の方向性が出るだろうと考えて出しております。以上です。

原田会長： いかがでしょうか。私の大学にも異文化コミュニケーション学部という学部がございまして、「異文化」と表現するか「多文化」にするか、以前議論したような記憶がございまして。「異」とすると残り全部というような感じになってしまい、どちらかという点と恐らく今では、マルチの方が学問的にも使われている表現なのかなと、立教大学が遅れているということをおっしゃるのも少し気が引けますけれども、そのような趣旨があるのかなと。例

えば、大学で申しますと、中・韓とイスラムは全然違う。そのような意味で「異」で括ってしまうよりは、「色々な」という感じがあった方が、それぞれに合わせた施策、特に様々な言語に対応するという事は、そこで出てくるのかなと、英語で書いておけば良いではないかというような話にならないと、私は信じたいと思います。

また、施策を拝見していますと、先ほど寺田委員のご意見にもありましたし、私がリプライしたときにも申し上げましたけれども、より対象をどういう施策の客体にするのかということを確認にするということは、それはそれで良いのかなと。他方で、福祉関係の方はどのような援護・支援すべき方々というような文言が逆になくなっているの、それで良いのかという議論もあり得るのかなという気が、質疑応答を聞いていて思ったところです。

ちなみに、今の私のコメントに関連して申しますと、どうして福祉分野のところには、生活困窮者は残っていますが、それ以外の高齢者・障害者というような客体がなくなってしまったのでしょうか。

保健福祉部 長： 先ほど申し上げましたけれども、保健福祉審議会の議論としては、介護保険制度で地域包括ケアシステムの考え方というものが先行していますけれども、会議全体のコンセンサスといたしましては、豊島区版で高齢者・障害者それから子育てをされている方、誰もが地域でいきいきと住み慣れた地域で生活できる、そのような福祉を目指していこうという部分でございます。それで、敢えて今回は高齢者・障害者というところを外して、全体として括るような形にしたというところでございます。

原田会長： それぞれのお考えがあるということはお分かりました。他の方々いかがでしょうか。

G委員： この全体の概要をみて、現在の基本計画と比較いたしますと、時代背景等の色々なことを勘案して変化させたことがよく分かるのですけれども、1点少し分からなかったのが、「4 子どもを共に育むまち」の「4-1 子どもの自己形成・参加支援」に関してです。現基本計画の「3-1 子どもの権利保障」からの変化だとおっしゃっていたのですけれども、どのような時代背景で、こういった考え方でここに変化があったのかご説明いただきたいと思っております。

もう1点、7番の観光についてですが、「7 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち」について、現基本計画の7-1「①にぎわい魅力商工都市の形成」で、やはり池袋という非常に大きな商売の街を抱えている以上、観光についても、こういった商工都市あるいは買物するまちとしての魅力を発信していくべきと、ここは外すことはできないのではないかと感じているのですけれども、今回の新基本計画の中の「7-2 観光による賑わいの創出」には、そういった商業都市としての記載がないので、こういった部分についてはどこに含まれているのかということについてお聞かせいただければと思います。

原田会長： では、子育ての方から。

子ども家庭 部長： 質問の1点目でございますけれども、子どもの権利といわれているものの中には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」、この4つが子どもの権利といわれております。従前の「3-1 子どもの権利保障」というだけでは、なかなか具体的なイメージが浮かびにくいと思っております。今回、子どもプランの方もそのような観点から、表現を「自己形成・参加支援」というように改めまして、育つ権利や参加する権利というものも含まれているということをやより明確にしたいということで、今回、変更してございます。

原田会長： では2点目はいかがでしょう。

文化商工部 ご指摘のにぎわい魅力商工都市はどこかということなのですけれども、もちろん産業振

長： 興と観光に分けて両方に入ってくるものだと考えています。産業振興の中では、例えば、地域産業を活性化することで、魅力ある商工都市ができるというように考えてございますし、また、そうした魅力ある商店街は、観光資源にもつながるということで、観光資源の活用というところにも、当然、魅力的な商店街が活用できるというように考えていますので、その両方で魅力的な商工都市ということを目指していきたくと。これにぶら下がる各事業の中で、それを目指すような事業をあげていきたくと考えております。

原田会長： よろしいですか。他の方々はいかがでしょう。

I 委員： 3点ほどあります。1つは福祉分野の「3 すべての人が地域で共に生きていけるまち」のところで、今まであった2-2「④施設サービス等の基盤整備」ということが文言としてはなくなってしまい、先ほどの説明では「3-1 地域福祉の推進」の「②総合的・包括的なケア基盤の充実」というところに含まれるような説明がされているのですけれども、普通にぱっと読んだときはそうは読めない感じがするのですね。このようになってきた経過を教えていただきたいというのが一つです。そのような意味で言うと、先ほどから「基盤整備」という言葉が、具体的なハードなのかソフトなのか。それからこの説明のところには「ハード整備やシステム構築」とある。ハードの対立語はソフトだったような気もするのですけれども、この辺りの考え方が分かりにくいのではないかと思ったということです。

2番目は、質問が出たので意見になりますが、「3-1 子どもの権利保障」のところでは完全に「子どもの権利保障」という言葉が、計画体系の政策と施策からはなくなってしまっていることは、先ほど部長は具体的に4つある権利をそれぞれ分けたといったようなことを言っていました。私は反対で、やはりきちんと、子どもの権利の確立とか保障とかということを書く中で、具体的な施策の中で、社会参加・参画あるいは権利擁護という部分に分かるようにしていただくのが良いのではないかと思います。

3点目は、商店街のことは先ほどG委員が聞かれたので、私は先ほどの点についてはそれで良いのかなと思うところがありますが、これについては、生活していく面での色がどんどん薄れていくというか、産業振興という点だけでなく、生活していくのに必要な商店街という点、買物弱者と言われる点等も含めて、一体どうやって具体的にしていくのかということをもう少し明確にしないと、薄れていってしまうのではないかと思います。

原田会長： では1点目、福祉の点から。

保健福祉部 これについては説明的に苦しいかなと思いますけれども、施設サービス等の基盤整備が

長： 重要なことについて、認識は一致してございますが、先ほど申し上げましたように、地域ケアシステムという文言が介護保険制度の地域包括ケアシステムと混同されがちということで、この表現を「②総合的・包括的なケア基盤の充実」と記載いたしました。この中に、先ほど委員がおっしゃいましたハードの整備やシステムの整備、そういうものを含めて考えることができるのではないかとということで、このような文言に変更したという経緯がございます。

原田会長： 2点目の子どもの権利をもう一度。

子ども家庭 改めての説明になってしまいますけれども、この子どもプランをつくる中でも、そのよう

部長： な議論はあったのですけれども、やはり子どもの権利保障という表現自体は具体性が乏しく、その政策から施策のイメージが湧きにくいということで表現を変更させていただいたということでございます。

原田会長： 3点目の産業について。

文化商工部長： 委員ご指摘の、生活者に密着した商店街のあり方等については、当然、私どもも大きな問題としては把握をしてございます。ただ、この政策・施策体系の中には、それを一括りで打ち出すのかというのは、少しどうかというところで、「②地域産業の活性化」というところの中に、「産業」の中には商店街も含まれていると私どもは常々そのように考えてございますので、商店街を十分に支援していくということについては、これまで以上に取り組んでいくことは変わりございませんので、よろしくお願いいたします。

原田会長： 先ほど説明がありました子どもの権利の確立ということは、施策が何をいつまでにどうするというようなところでは、この表現では掴まえづらいだろうなという気は私にはしています。そのような意味では、子どもの権利が要らないということでは全くないということだろうと思います。I委員いかがでしょうか。

I委員： 子どもの権利という言葉も非常に議論があったところで、やはり基本的には、子どもの権利条約で保障された権利は確立されたものだというように思っていますし、そのような形で豊島区の条例も、多少は弱くなってしまった点もありますが、きちんとつくられてきた経過があります。例えば、1番の政策も「4-1 子どもの自己形成・参加支援」となり、これだけ見たときには、施策も「①子どもの社会参加・参画の促進」「②困難を有する子どもやその家族への支援」「③子どもの成長を地域で支えるための環境整備」というようになったときには、先ほどの4つの考え方というように言った時も分かりにくいのではないかと。「子どもの権利保障」を4-1にしておいて、具体的に3つなり4つなりをするというようにしても、それほどおかしくないのではないかとということです。もう決まってしまうということですか。

原田会長： そのようなことはないです。

I委員： もう1点ですが、「4-3 学校における教育」というところは、これまでは「③教育環境の整備」と合わせて、「④安全・安心な学校づくり」あるいは「②魅力ある学校づくり」と、これもハードもソフトも入っていると思うのですが、今回、逆に学校の教育のところには、考え方として、学校施設の整備が入っていないくて、「4-4 地域に信頼される教育」のところに「③学校施設の整備」が入っているのは、一見して馴染まないと思うのですが、何か意図があるのでしょうか。

原田会長： どうお考えですか。

教育部長： 従前の基本計画の学校の改築がこの段階ではまだ計画ができておりませんでしたので、この10年の過程の中で改築が進みまして、学校施設の整備というのが地域に信頼されるという4-5に入れてあります。ここではやはり、学校というのは、教育委員会や学校現場だけのものではなく、地域一体の施設という視点で、防災の拠点もありますので、そのような視点で4-5に入れております。また、「4-3 学校における教育」の「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心と体」は、これはいわゆる「知・徳・体」の基本的な考え方に基づいて整理したものでございます。

I委員： 「4-3 学校における教育」の中で「学校施設の整備」が入っていないことはやはり変だと思えます。「①「確かな学力」の育成」「②「豊かな人間性」の育成」「③「健やかな心と体」の育成」「④教師力の向上と教育環境の整備」となっていて、これまでも「教師力、教師力」と結構言ってきた点でいえば、ここにきちんと入れてもおかしくないと思うのですけれども。施策として言っている意味はわかりますけれども、本来は、学校における教育の

一つの大きな柱が、学校施設の整備というようになるのではないかと思いますので、やはりこれは納得できないです。地域等の意見を聞きながら地域の人たちと一緒にやれるような学校施設をつくろう、防災についてもやろうということに反対しているわけではないのですが、やはりまずは子どもたちの教育にとって、どのような学校が良いのかというところをきちんと基本に据えないといけないのではないかと思いますという点も含めて、これは上の「4-3 学校における教育」のところに入っていて良いのではないのでしょうか。

原田会長： これは施策のぶら下げ方なので、そのぶら下げ方もあるかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

教育部長： おっしゃるとおり、例えば、学校の図書館の整備は「④教師力の向上と教育環境の整備」の中に当然ぶら下がっておりまして、私が先ほど改築を中心にお話したのは、その中心が「4-4 地域に信頼される教育」に入るからです。例えば健康の関係する、洗口所、虫歯防止や歯磨き指導といったものも「4-3 学校における教育」にも入っておりますし、それは再掲という形で事業体系の中では出てくるというように考えております。

原田会長： 全ての施策がきれいに、ある分野に分けられるかというところではなく、恐らくI委員がおっしゃったような可能性もあるし、これまでがそうだったわけですから。例えば、大幅に、学校施設の整備をする際に、地域に信頼されるという観点から、様々な事業が多くぶら下がるようなことがあれば、こちらでもいいかなという気がいたしますので、この手段としてぶら下げられる事業との関係で、もう一回、施策の位置づけをお考えになっても良いのではないかと思います。

H委員： 基本的には先行している補完計画の改定などに合わせて整理をされたのだと思っておりますが、現在の基本計画と大きく状況的に変わったところとして、私は子どもの分野が大きいと思っております。国の法体系が、基本的な理念の部分が大きく変わりました。それに合わせて、特に、幼児教育のところの位置づけが難しくなってきているというように私は思っています。新基本計画体系案に4-5「②幼児教育プログラムの展開」という部分があるわけですが、プログラムというと実際どういうことをやろうとしているのか具体的なイメージが正直湧きません。というのは、新プランになって、認定子ども園なども出てきましたけれども、どちらかというところと保育園になってきて、行政マターの教育というものが、薄れてきているように感じます。教育委員会が教育委員会として関わる教育、具体的にいうと、区立幼稚園は豊島区には3園しかありませんし、定員もごくごく僅かです。区立保育園の役割というの、教育というよりは実態的には私立幼稚園に受け入れが難しい子ども達の受け皿になっている状況もありますし、私立幼稚園と豊島区行政の関わりは補助金としてのつながりくらいしか現実にはなく、教育に干渉するような部分はないです。若干あるとすれば、1園だけ子ども園に4月からなりましたので、そこが多少の関わり合いが出てくるかと思っておりますけれども、保育園も新制度が始まって、プログラムに行政が関与していくことが、あまりないわけですね。漠然と、幼児教育はもちろん大事で、例えば図書館で何かをやるとかそういうことも入るのかもしれませんが、教育委員会の分野でプログラムと謳われていると、具体的に今の行政の体系の中で、何をしていくのかということがイメージづけしにくいと思います。

原田会長： いかかでしょう。

教育部長： ご指摘の幼児教育のプログラムの展開の中で具体的にイメージしているものは、おっしゃるように、区立幼稚園が3園あります。その部分と中学校の8ブロック、8校あります

が、その中で、地域や幼児・児童・生徒の実態に応じたテーマを設定して、それぞれの、幼・小・中一貫教育連携プログラムといったものを考えていきたいと。ご指摘の保育園や私立幼稚園についてどうするかということについては、大きな課題として認識しておりまして、これは子ども家庭部とも連携して、今後の課題となるのではないかと考えております。今ここで出している部分というのは、ご指摘のとおり、区立幼稚園3園と区内小中学校との連携プログラムを進めていこうという考え方でございます。

原田会長： 英語でいうと施策はプログラムで、プログラムの中にプログラムという名前があるのは私も少し違和感があるので、もし可能であれば他の表現でもいいかなという気が個人的にはいたします。

H委員： 確認で、そのプログラムという言葉が使われると、具体的に何かをやろうとしているイメージが非常に強いので、おっしゃるとおり、区立3園しかありませんし、そこで限定というのを一つ大きく謳うものなのかということが疑問です。

もう一点、環境絡みで5番目の施策ですけれども、先行した補完計画の方を投影していると思いますが、環境基本計画の改定の後に東日本大震災があったと思います。エネルギー政策について、その後、様々な面で触れられていると思います。その部分について、区レベルで具体的に取り組むのは難しいことではあるのですが、基本的に自治体として意識していくべきものだと思っております。この資料8-3-5のどこに位置付けられてやっていくのかというところについて、確認をさせていただきます。

原田会長： いかがでしょう。

環境清掃部長： 環境基本計画の改定でございますけれども、先ほどの説明の中で、環境基本計画の改定を反映させると申し上げましたのは、昨年3月に環境基本計画の改定をしておりますので、その変更を反映したという意味でございます。それから、今おっしゃいました東日本大震災以降のエネルギー等の部分につきましては、ご案内のように、電源ミックスですとか電源構成の話等が経済産業省や環境省で、調整と言いますかせめぎあいをしているわけですけれども、この中では、再生可能エネルギーやそうしたエネルギー云々の資源ということについては、5-2「①低炭素地域社会づくりの推進」というような範疇で書き込んでいくことを考えております。

H委員： 最後に意見ですが、先ほどお二人の委員から子どもの権利について質問が出ました。説明については分かりましたが、そもそも豊島区子どもの権利に関する条例をつくる際、きちんと子どもを権利の主体として捉えよう、そのことを確認しようという立脚点が、まずこれまでの施策と違ったものとして、条例を制定したというように思っております。ですので、やはり、全く政策にも施策にもこの言葉がなくなることは、その理念が薄れるような気がしています。会長もおっしゃっているように、子どもの権利という部分について、実施計画やその成果を判断していくことは難しいという部分はありますけれども、この立脚点がどこかというところが薄れないように、これはきちんとやっていく必要があるのではないかと、これは意見として申し上げます。

原田会長： ありがとうございます。全般的に様々な分野にご質問・ご意見が及びました。特に、最後にH委員がおっしゃった子どもの関係については、他の委員もおっしゃったところでありますので、権利の確立という施策としては掴まえにくいでしょうけれども、その辺り、こうした条例に基づいて権利を確保しながら参画・参加をとというようなところに、何かうまく表現ができればいいというのが私の感想でございます。

それともう1点は、この場での議論として以前から指摘をされているところですが、先ほどご紹介の補完計画との関係ですが、補完計画の方で既に決まっているので基本計画に掲載したということではあまり意味がない、全体的に統一感のとれた施策にしていくなら良いのかなど。ある種抽象的にしたり、ある種具体的にしたりといった、でこぼこ感がなくなるような作業は、恐らく各部ではできない作業でございますので、企画課を中心に、特に揃えてみると。そのような意味で、区政の方向性を揃えてくださると良いというのが私の感想で、お願いであります。

本日はご議論いただきましたけれども、本日の段階で確定ということではなく、今のところを引き続き事務局を中心に、作業を進めていただければと思っています。

最後にもう1点だけ申し上げますと、計画全体が動こうとしている方向については、あまり大きな議論がなかったという気がしています。そのような意味では、単純に外向きになって、内側のことはどうでもいいということではないことは、皆様ご承知のとおりですが、対外的な都市の価値をどんどん高めていくことが、恐らく対内的なもの結びついていくという往還関係のようなところは、概ね委員の方々のご意見と違わなかったのかなという気がいたしました。

それでは、続いてでございますけれども、行政経営・公共施設等に係る分野について資料をご用意いただいております。こちらのご説明をよろしくお願いたします。

事務局： それでは、資料8-4をご覧くださいと思います。こちらは体系以外の現行基本計画での行政経営・公共施設等に係る部分についてでございます。こちらにつきましては、現基本計画の3ページの下にございます、総論第1章の「4 時代の変化に対応した見直しの仕組み」、また、基本計画の36ページにございます、各論の「第1章 計画の姿」にございます「2 施策の重点化」、それから基本計画の38ページにございます「3 計画事業の選定」に記載されている計画の仕組みづくりに関すること、それから225ページから始まります「第4章 公共施設の再構築・区有財産の活用」、それから231ページから始まります「第5章 新たな行政経営」の今後の主な視点や論点になるところをお示しした資料でございます。時間の関係もございまして、本日は細かくは説明できませんが、この表の左から基本計画、後期基本計画、それから主担当部局とございまして、赤く塗ってある部分が、新基本計画に向けた主な視点・論点となっております。今後、整理をした上で審議会にお示しをしていきたいと思っております。

少し加えますと、成果指標を基にした計画の進捗管理をどうしていくのか、また重点施策の取り扱いをどうしていくのか、さらに、未来戦略推進プランの紐付けをしていきます計画事業の選定をどうしていくのか、また公共施設や区有財産の部分につきましては、本年度、区で公共施設等総合管理計画を策定していますので、それとの整合性、また、行政経営の部分におきましては、多様な主体との協働、こちらは現基本計画では235ページに記載しておりますが、最近におきましては、官民連携、公民連携ということが進んできている中にありまして、その対応についてどう書いていくか。また、新庁舎完成後の行政サービスについて、IT、マイナンバーなど、新たな行政サービスの手法についても今後の論点になろうかと思っておりますのでございます。説明は以上でございます。

原田会長： ありがとうございます。先ほどの前半の議論が、施策として、政策として何をしていくのかということでしたが、それを実現する行政側の体制をどのようにしていくのかということでの説明だったかと思えます。特に、最近の動きとしましては、新しいところで、例

えば、公共施設等総合管理計画は本年度に策定するのでしたね。これは全国的に策定されているところです。新しい会計制度もスタートいたしました。さらには現在、マイナンバーの議論が進められているところでございまして、こういったところが行政経営あるいは公共施設関係で、計画全体とも関わってくるところだろうという説明でございました。これは役所として、豊島区として何をやっていくかということそのものではないわけですが、どちらかという役所側がそのような政策・施策を展開する中でどう変わっていくかというお話でございました。

今回は、論点整理くらいでございますけれども、こういう論点はどうか、こういう視点はないのかということを含めてご議論いただければと思います。いかかでしょうか。

I 委員： 今説明いただいても、事前に資料を見ても、一体これが何を示すのかよく分からなかったのですが。私が受け止めたイメージとしては、具体的な個別の施策がどうかというよりは、どういう括りをするかというような話なのでしょうか。もう一度、これがどのような意図なのか。分かりにくいのです。

原田会長： 進捗管理をする仕組みですと言われるとそうなのですが、進捗管理だけの説明ではなかったところもあります。特に公共施設関係はそうだったと思います。もう一回、この資料の趣旨をお願いします。

事務局： こちらの部分についても、今後、基本計画に載せていく体系も考えておりますので、そちらの体系づくりにも絡んでくることでございます。また、この基本計画をどう進行管理していくのかということも含めて、今後検討していくということもございます。

原田会長： 進行管理という点は確実にあるわけですね。

I 委員： 私たちは基本計画を内容的にどのように策定するのかということ議論していますが、策定後にそれをどのように進捗管理にするのか、ということを見て策定していくイメージを持っているので、そういうことなのか、それとも、計画をつくるにあたって、計画をつくることについての段階的なことを言っているのか分からないのですけれども。

原田会長： 前者ですね。

政策経営部長： この資料の左側の記載内容が現基本計画の構成内容になっています。先ほど各論で各部長さん方からご説明いただいた部分については、各論の「第2章 8つの地域づくりの方向」の方の新計画での体系の内容についてご説明しています。この資料は、現計画でいえば、「第4章 公共施設再構築・区有財産の活用」の内容、それから、進捗管理も含まれておりますけれども、「第5章 新たな行政経営」の考え方で、これを新基本計画では、赤い色の列を今回の論点といたしまして今後整理し、この部会でご協議いただきたくようにさせていただきますと考えております。本日はその頭出しということでございます。

原田会長： 実際に、これまでの基本計画に、実際にどうやって進捗管理をしますか、あるいは住民参加しますか、公共施設をどうしますかという記載があり、それに対して、今度の計画ではどのように対応するかということについて、論点を今のところ列挙しただけであるということですね。具体的にどうしますという話は追々出てくるという理解でよろしいですね。

(2) 成果 指標の設定 について

原田会長： それでは、時間が押しておりますので、先に進みます。続いて、成果指標の設定について、事務局から説明願います。

事務局： それでは、資料8-5をご覧くださいと思います。「成果指標の設定に向けた方向性について」ということをごさいます。昨年度、基本計画の成果指標の達成状況等につきましては、政策評価委員会でチェックをしていただいたところをごさいます。政策評価委員会でのご意見を踏まえた現時点の方向性をごさいます。

1 ページ目、現行基本計画の成果指標の概要を掲載しております。丸の1つ目、政策の数は26、施策は72、成果指標は67とありまして、26の政策に67の成果指標が設定されるということをごさいます。とんでいただきまして、丸の5つ目ですが、目標を矢印で示している指標が20あり、さらに6つ目としましては、区民調査結果や統計結果等を使用している成果指標の数が20あります。

2 ページ目をご覧くださいと思います。新基本計画の成果指標の設定に向けた方向性をこちらでお示しをしております。(1) 指標設定の目的をごさいます。区民にわかりやすく具体的なイメージを持って数値で伝える役割、現基本計画の進行管理・点検評価に使うということをごさいます。(2) 指標設定にあたっての留意点ということで、①行政活動の成果を表す指標の設定として、次の基本計画におきましては、指標は政策単位ではなく、施策単位で設定するというようにしております。また、可能な限りアウトカム指標を設定するというをごさいます。②区の施策が関与している指標の設定、③進捗状況の把握ができる指標の設定、④指標および目標値の設定の明確化、これらをしていこうということをごさいます。

(3) 政策評価と指標の活用ということで、①計画期間中における指標の再設定、また、②としてPDCAサイクルの効果的な展開、こういったものができる仕組みを設計していくとごさいます。参考としまして、現基本計画の成果指標の一覧を添付してごさいます。説明は以上をごさいます。

原田会長： ありがとうございます。これから実際に各部で、新しい先ほどの体系を想定しながら、まだ確定をしているわけではありませんけれども、成果指標づくりをお願いするということをごさいます。本日の資料8-5は、これまでどうやってきたかということのおさらいをごさいます。同じようなものをつくっていくが、ただし、指標は施策単位でやっていくなどの留意点については、既に部内・庁内で共有されているという理解でよろしいですね。

この辺りは政策評価委員会との関係もごさいますので、しばらく私の方でも別途対応してまいりたいと思いますが、この段階で何かご意見、ご質問がございましたら。

A委員： この目標をつくるときに、「前年比1%増」「前年比3%増」という設定をしている自治体を拝見するのですが、難しいのは、測定するときには測定誤差がごさいます。データが出てくるときに、その「3%増」と目指して測定した結果として、その数字が本当に信頼できるのかという点がいつもぶつかるころがごさいます。いくつかの自治体を拝見して、それでぶつかってしまっているところをみております。そのような意味では、例えばですが、1%変化することそのものに意味があるのか、例えば、人口規模によりますが、1,000人ほどの市民の方の政策をカバーする領域が変化したとすれば、1,000人違えばそれは確かに大きなことなので、意味があるわけですが、そうではない場合がごさいます。残念ながら、いくつかの自治体を拝見する限りでは、担当課の方が、測定の結果として「これだけ成果がありました」とご説明されたときに、実は測定誤差を見てしまっていて、本当の成果を捉えられていなかったかもしれないということがあつた場合がごさいます。

これから指標をおつくりになる場合には、その誤差の問題を考えながらおつくりいただ

くのが、今後、つくり直しということがないように、またそれを避けるためにも、お考えいただければと思っています。

原田会長： 適切なお意見だと思います。ぜひ事務局で各部が成果指標をつくった後にチェックなされることをお願いしたいと思います。データというものは、妥当性と信頼性というのでしょうか、掴まえるべきものをきちんと掴まられているのかということが妥当性だとすると、信頼性というのは、きちんと成果指標として掴まえたデータが本当に信頼性があるのかどうかで、そういう誤差とか色々なものを加味しているのかということも合わせてみていく必要があります。ぜひその辺りは、妥当性と信頼性をチェックしていただければと思っています。他にいかがでしょうか。

P委員： 今ご説明いただいた3ページの成果指標の捉え方は、今後、見直しはされるのでしょうか。

事務局： 政策評価委員会でも様々なご指摘をいただいているところがございますので、それを踏まえて見直していくということがございます。

P委員： 最初の「1-1 参加と協働の基盤づくり」の「地域区民ひろば運営協議会委員数」が増えたら成果が上がったという見方は馴染まない感じがするということと、あと、非常に町会としては悩んでいるところなのですが、4番目の「1-2 地域力の再生」の「町会・自治会加入率」は横ばいが現状なのですね。若い人に入ってこれという、「町会に入る意味があるのか、価値があるのか」という部分と、もう一つ、「町会に入ると色々なことを何かやらされるのではないかと」、自分たちは自分たちの生活がしたいということが基本的にあるのかどうかよく分かりませんが、そのような部分で伸び悩んでいるところがあります。そのような人に、町会には価値があるということをうまく納得してもらい、入ってもらうのが成果が上がったことになるのかもしれませんが、難しいという感じを私は持っています。

原田会長： ありがとうございます。本当にそれが成果として掴まえるべきものなのかということ、指標を設定する際には1個1個チェックをしてみたいと思いますし、政策評価委員会の中でも同じようなご意見が出たということはこの場でご紹介しておきたいと思います。

I委員： 成果指標という考え方が出てきた経過は、前期の基本計画をつくる時に、具体的な数量で描けないということがあって、一定、成果指標という考え方でやられてきたということでは、そもそもの法則からいえば、これは本来の基本計画の中身ではないと思っています。

それで、成果指標でこれは難しいと思ったのは、マルチリートメントに関する通報・相談件数について、成果指標にした時に、今まで見つかっていなかった、いわゆる不適切な子どもの取り扱いの通報相談件数が増えるということが、良いことなのか悪いことなのかという点で評価が分かれる部分があったのです。つまり、今まで誰も感じてなかったものが、皆さんが通報してくださることによって、見つかるようになってということであれば、通報が増えた方が良いわけですが、そのような事例が多くあること自体は望ましくない。こういうようなこともあつたりして、現実問題、成果指標をつくる時はなかなか難しいというのが実態なのです。現時点での事務局の整理というところでは、そこはどのように捉えてやっていくのか、考え方があったら教えていただきたいと思っています。

原田会長： 「そこは」というのはどこですか。マルチリートメントの議論はまた今度にしましょう。ご指摘のところはおっしゃるとおりなのですが、「そこは」というのは。

I委員： 例えば、今度は政策ではなく施策ごとにまずは選んでいくのですけれども、その中でどう

いうものを選ぶのかということが、ここはぱっとみると「進捗が把握できる指標を設定しましょう」とか「根拠がはっきりしたものを設定しましょう」というようになると、そこに目がいきますと、本当に施策が進んでいるのかどうなのかという観点が進まないわけですよね。しかし何らかの成果指標がきちんと必要なのですけれども、成果指標を設定するとき、どこに光を当てていくのか。例えば、施策ごとといっても、施策の中でもいくつものが出てきたりするわけですが、その中で、全て目標が立つのか、そういうことも含めて、どのようなイメージで出てくるのかということ、数とか、具体的に全体を把握するためにはこういう考え方をすれば良いということがあれば、具体的に何をやるということではないかもしれませんが、あれば教えてほしいです。

原田会長： いかがでしょう。

事務局： なるべくアウトカム指標で成果指標を設定していきたいという考えは基本にございます。現在、協働に関する意識調査等は、基本計画の72の施策に基づいて、項目をつくっているところをございます。そういったところも成果指標の1つにはできるのではないかと考えているところをございます。数については今後の検討をございますが、その施策を実現するための代表的なものを一つ、足りなければ複数ということもあろうかと思ひます。

原田会長： この辺りは、私も話し始めると2時間くらいの話になりますので、本日はこれくらいということにさせていただきます。ご指摘のところは、ご懸念というか、私も同じように考えておりますので、これから政策評価委員会の方でしっかり見てまいりたいと思ひますし、別途研修等も用意されているようをございますので、その場でというように考えております。

(3) 政策・施策の冊子ページ構成案について

原田会長： それでは、時間が押しておりますので、先に進みます。続いて、成果指標の設定について、事務局から説明願ひます。では、簡単に

事務局： それでは資料8-6をございます。こちらは、新基本計画における政策・施策のページの構成イメージをございます。イメージをございますので、こちらに書いてある内容は、実際の内容とは違ひものをございますので、ご承知おきいただければと思ひます。

この資料を説明する前に、現基本計画では、どのように記載されているのかを一度確認しておきたいと思ひております。今までの基本計画をございますが、44ページ、45ページをご覧いただきたいと思ひます。こちらが「子どもを共に育むまち」の地域づくりの方向の全体を説明するページとなっております。こちらの2ページで、地域づくりの方向の説明、さらに政策・施策の説明をしております。そして、計画事業編の方にも記載がございまして、こちらは105ページをございます。105ページに「子どもを共に育むまち」の体系図がございまして、106ページに政策、ここでは「子どもの権利保障」となっていますが、現状と課題がございまして、107ページに政策の概要、成果指標が掲載されております。108ページ以降に施策の項目、施策の方向、それぞれ計画事業が掲載されているというページ立てになっているところをございます。

恐れ入ります、また資料8-6に戻っていただきたいと思ひます。次の基本計画におきましては、地域づくりの方向のダイジェストのページはなくすことにしまして、それぞれの地

域づくりの方向から順番に掲載をしていこうということでございます。1ページ目に各地域づくりの方向の内容を書いています。ページを開いていただきまして、2ページでございます。2ページに体系図、3ページに政策の概要、そしてまたページを開いていただきまして、4ページ、5ページになるのですが、今までの基本計画では施策の説明が2～4行くらいのところだったものを、今度は見開きとして、ページの左側には、今まで政策の現状と課題だったものを、それを施策ごとに分解をして現状と課題を掲載し、さらに右の方で、その施策の取組内容を掲載していくと。前回お話ししましたように、計画事業につきましては、未来戦略推進プランで掲載していくということですが、施策を説明するにあたっては、どうしても必要な事業、事業内容といったものは掲載していく必要があるかと考えているところでございます。そして、右下の方に成果指標を掲載していくということでございます。

また、現在の基本計画は文字が多く、なかなか読みづらいというところもあったのも事実でございます。最近の他自治体の基本計画の中身を見ますと、トレンドというのでしょうか、文章をずらずら書いていくような読み物的なものから、箇条書きで、また表やグラフを入れた、ビジュアル的に見やすいものが主流になってきているのかなというところがございます。そういったことも踏まえまして、新たな基本計画では、施策レベルの記載を中心としまして、ビジュアル的にも読みやすい内容にしたいと考えているところでございます。以上です。

原田会長： ありがとうございます。これは、本日は紹介ということだけにさせていただきます。ここのフォントをもう少し大きくしろといったことはもっと後の議論でございますので、またそれは、区民にとって見やすく親しみやすいようなものということで進めていただければと思います。また、これは冊子のイメージでございますので、恐らくWEB版ではまた違うような、よりWEBに合ったレイアウト等がありうるのかなと思います。そこも合わせて引き続き検討していただきたいと思っております。

一つだけ私からお願いするとするならば、施策の目標辺りは比較的しっかり書いてほしいなという気がしております。これはレイアウトの問題というよりは、これからの計画そのものをつくっていくときに、我々が意識をしていくべきところかと思っております。

では、こちらの冊子のイメージについては、ぜひ事務局にこういうようにしたら良いのではないかとすることは、個別にお伝えいただければと思います。

(4) その他

原田会長： それでは、最後の議事の4番目「その他」です。事務局からお願いいたします。

事務局： 議事としてはないのですが、事務連絡をさせていただいてよろしいでしょうか。

事務局からの事務連絡でございます。次回の日程でございます。既に通知をさせていただいておりますが、次回は9月29日でございます。次回の内容につきましては、実際に基本計画に掲載していきます各施策の現状と課題部分を中心にお示ししていきたいと考えているところでございます。

なお、本日の資料でございますが、お持ち帰りにならない場合につきましては、事務局でお預かりをさせていただきます。ご用意いたしましたケースにお入れいただき、そのまま机上に残していただきますようお願いいたします。また前回の議事録を机上に配布しております。内容を確認していただきまして何かございましたら8月18日までにご連絡をい

ただければと思います。本日は貴重なご意見をどうもありがとうございました。事務局からは以上でございます。

I 委員： 先ほど、成果指標について会長の何か講演会があるというような話がありました。あるいは若手の研究会みたいなものもあると。この時間だけでは私達もなかなか分かりにくいので、学習会はどの辺で設定しようとしているのか、私たちも出る対象なのか、教えてもらえればと思います。

事務局： 明後日なのですけれども、区の管理職を対象に、成果指標、基本計画について、原田会長に講師としてお願いしております、そういった講演会を開く予定にしているところでございます。

原田会長： しっかり講演してまいります。お任せください。当日のパワーポイントだけでよろしければ、お送りいたします。

3. 閉会

原田会長： 先ほどご紹介がありましたように、既にご案内も差し上げておりますけれども、次回は9月29日18時半から、本日と同じ会場で開催ということでございます。ご記憶ください。本日の議論を改めて振り返りますと、計画、施策についてざっと議論いたしましたけれども、内容については指標の設定具合等をみながら、引き続き議論していくということにしてください。それでは、第8回基本構想審議会を閉会いたします。

<p>会議の結果</p>	<p>(1) 政策・施策の体系案について、説明及び質疑応答を行った。事業等との兼合いを見ながら作業を進め、引き続き審議することとなった。</p> <p>(2) 成果指標の設定について、説明及び質疑応答を行った。成果指標の設定にあたっては、本当の成果を表すものなのかをよく吟味することが確認された。</p> <p>(3) 政策・施策の冊子ページ構成案について、事務局より説明を行った。</p> <p>(4) 次回日程は9月29日(火)18:30とし、本日と同じ会場で開催する。</p>
--------------	---

<p>提出された資料等</p>	<p>【配布資料】</p> <p>資料8-1 新基本計画の構成について</p> <p>資料8-2 新基本計画体系案(総括表)</p> <p>資料8-3-1 新基本計画体系案(地域づくりの方向1)</p> <p>資料8-3-2 新基本計画体系案(地域づくりの方向2)</p> <p>資料8-3-3 新基本計画体系案(地域づくりの方向3)</p> <p>資料8-3-4 新基本計画体系案(地域づくりの方向4)</p> <p>資料8-3-5 新基本計画体系案(地域づくりの方向5)</p> <p>資料8-3-6 新基本計画体系案(地域づくりの方向6)</p> <p>資料8-3-7 新基本計画体系案(地域づくりの方向7)</p> <p>資料8-3-8 新基本計画体系案(地域づくりの方向8)</p> <p>資料8-4 行政経営・公共施設等に係る計画体系と今後の検討に向けた主な論点等</p> <p>資料8-5 成果指標の設定に向けた方向性について</p> <p>資料8-6 新基本計画における政策・施策の構成イメージ (参考資料)</p> <p>参考8-1 補完計画(分野別計画)の新旧体系比較表</p>
-----------------	--